

2022年5月16日

各位

会社名 ヤスハラケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 安原 禎二
(コード番号 4957 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営企画部長 敷田 憲治
(TEL 0847-45-3530)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月16日開催予定の当社第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

主な変更の内容は下記のとおりであります。

- (1) 変更後定款第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更後定款第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

変更の詳細は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月16日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月16日(予定)

以上

(別 紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	(削除) <u>第15条（電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。 (新設)	附則 <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当会社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。 <u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u>

	<u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	---

以上